

川崎市教育文化会館及び市民館大ホール等の特別承認申請要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育文化会館使用規則（昭和42年川崎市教育委員会規則第3号）第4条第1項及び川崎市市民館使用規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第29号）第4条第1項の規定に基づき、教育文化会館イベントホール及びその他の会館の施設並びに市民館大ホール及びその他の施設について、教育委員会が特に必要と認める使用申請（以下「特認申請」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、本市の生涯学習振興と文化振興に寄与することを目的とする。

(特認事業及び申請期間)

第2条 特認申請によることができる事業及び申請期間は、次のとおりとする。

(1) 大ホール（併せて使用する施設を含む。）

事業	申請期間
教育委員会（川崎市立学校を含む。）が実施する事業	事業企画決定後から使用日を含む月の18ヶ月前まで
区役所が川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）第1条の目的に沿って行う事業	ア 優先申請（第1次） 使用日を含む月の17ヶ月前から15ヶ月まで イ 優先申請（第2次） 使用日を含む月の5ヶ月前から3ヶ月まで (別表1のとおり)
本市の主催事業	
本市が資本金等を1/4以上を出資している法人の主催事業	使用日を含む月の17ヶ月前から14ヶ月まで
社会教育関係団体が主催する大規模事業	

(2) その他の施設

事業	申請期間
教育委員会（川崎市立学校を含む。）が実施する事業	
区役所が川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）第1条又は川崎市市民館条例第1条の目的に沿って行う事業	事業企画決定後から使用日を含む月の9ヶ月前まで

本市の主催事業	使用日を含む月の8ヶ月前の1ヶ月間
本市が資本金等を1/4以上を出資している法人の主催事業	

(運用)

第3条 優先申請対象事業については、一般利用申請との公平の観点から、優先申請利用調整会議（以下「会議」という。）に図るものとする。

2 会議の運営について必要な事項は、別に定める。

(使用日の決定)

第4条 特認申請による使用日は、事業内容の審査及び日程の調整を行った後、区長が申請期間の末日に決定する。ただし、優先申請対象事業については、会議の意思を尊重する。

(制限)

第5条 特認申請により使用を許可することのできる日数は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）である場合、次の表の右欄を超えない範囲とする。なお、平日（月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日）の場合は、日曜日等に準じた日数を許可することができる。

(1) 大ホール（併せて使用する施設を含む。）

事業	使用を許可することのできる日数
教育委員会（川崎市立学校を含む。）が実施する事業	市民館の主催する川崎市市民館条例第3条の各号（第8号を除く）に掲げる事業を含み、1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/3以内
区役所が川崎市市民館条例第1条の目的に沿って行う事業	1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/2以内
優先申請対象事業	
本市の主催事業	
本市が資本金等を1/4以上を出資している法人の主催事業	1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/3以内
社会教育関係団体が主催する大規模事業	

(2) その他の施設

事業	使用を許可することのできる日数
教育委員会（川崎市立学校を含む。）が実施する事業	教育文化会館及び市民館の主催する川崎市教育文化会館条例第3条の各号及び川崎市市民館条例第3条の各号（第8号を除く）に掲げる
区役所が川崎市教育文化会館条例第1条又は川崎市市民館	1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/2以内

条例第1条の目的に沿って行う事業	事業を含み、1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/3以内	
本市の主催事業 本市が資本金等を1/4以上を出資している法人の主催事業	1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/3以内	

(その他)

第6条 区長はこの要綱の規定によるほか、特認申請について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に「川崎市教育文化会館及び市民館大ホールの特別承認申請取扱要綱」(以下「旧要綱」という。)に基づき行った特認申請については、旧要綱においての特認申請とする。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に「川崎市教育文化会館及び市民館大ホールの特別承認申請取扱要綱(平成22年4月1日施行)」(以下「旧要綱」という。)に基づき行った特別申請については、旧要綱においての特認申請とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別表1) 優先申請対象事業申請受付期間

使用月	申請受付期間
4月から6月まで	ア 優先申請（第1次） 使用月の前年1月4日から1月11日まで イ 優先申請（第2次） 使用月の属する年の1月4日から1月11日まで
7月から9月まで	ア 優先申請（第1次） 使用月の前年4月1日から4月8日まで イ 優先申請（第2次） 使用月の属する年の4月1日から4月8日まで
10月から12月まで	ア 優先申請（第1次） 使用月の前年7月1日から7月8日まで イ 優先申請（第2次） 使用月の属する年の7月1日から7月8日まで
1月から3月まで	ア 優先申請（第1次） 使用月の前々年の10月1日から10月8日まで イ 優先申請（第2次） 使用月の前年の10月1日から10月8日まで